

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

(使用料の減免)

第十六条 条例第十三条第一項の規定に基づく条例別表第二に定める使用料（以下にこの章において「使用料」という。）の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める使用料の額について行うものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する福岡県内に所在する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園の児童、生徒又は園児を教育上の目的のために引率する教職員が入館する場合 使用料の額の全額
- 二 学校教育法第一条に規定する福岡県内に所属する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入館する場合 使用料の額の全額
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設に入所又は通園している幼児又は少年（同法第四条第三号に規定する少年をいう。）を教育上の目的のために引率する児童福祉施設の職員が入館する場合 使用料の額の全額
- 四 身体障害者福祉法第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が入館する場合 使用料の額の全額
- 五 療育手帳の交付を受けている者が入館する場合 使用料の額の全額
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が入館する場合 使用料の額の全額
- 七 第九条第五号に規定する身体障害者、第五号に定める者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者とその介護人が入館する場合 使用料の額の全額
- 八 六十五歳以上の者が入館する場合 使用料の額の全額
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 使用料の額の全額又は一部

(平九規則二七・平一〇規則三・平一一規則五七・平一九規則一三・一部改正)